

南越清掃組合 一般廃棄物処理基本計画【概要版】

I 基本的事項

1) 計画の位置づけ

南越清掃組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、越前市、南越前町、池田町を対象地域とした「一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）」（以下、「本計画」という。）を策定し、ごみ処理事業に取り組んでいます。今回、本計画の策定から5年が経過し、中間目標年度にあたる令和7年度を迎えたため、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年度）」や各種リサイクル法、構成市町の各種計画に基づき、見直しを行います。（図1）。

2) 計画の対象地域

本計画の計画対象地域は、越前市、南越前町、池田町の全地域とします。

3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を最終目標年度とした、10年間の計画とします。（図1）。

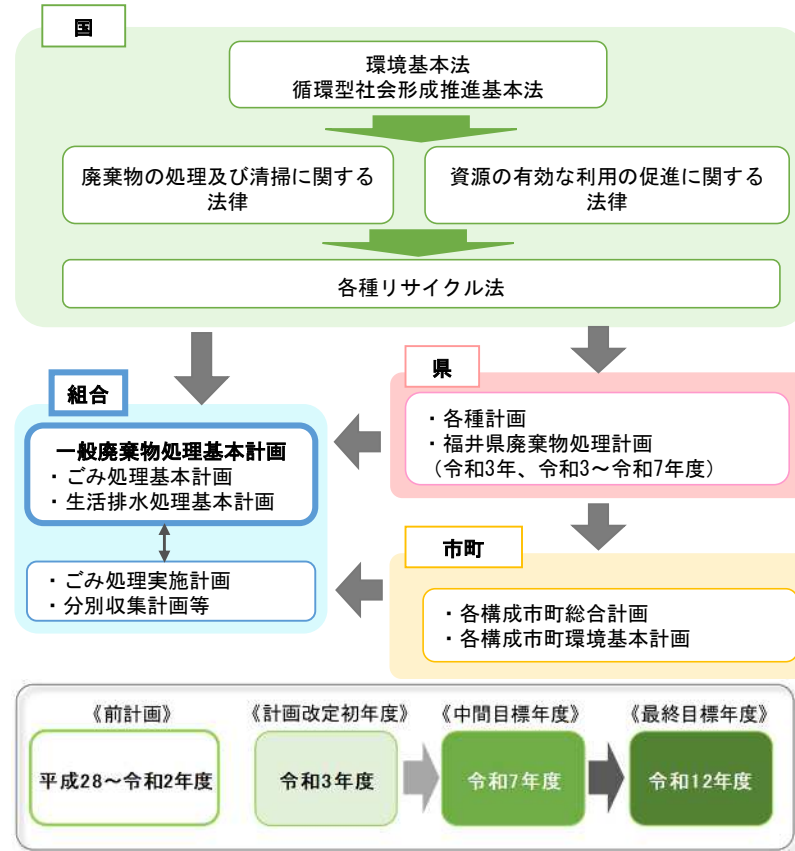


図1 計画の概要

II ごみ処理基本計画

1 ごみ処理・処分の流れ

本組合では、現在、第1清掃センター、第2清掃センター（粗大ごみ処理施設、プラスチック圧縮減容施設）において中間処理を行い、第2清掃センター管理型埋立処分施設において最終処分を行っています。ストックヤードでは、金属類・電気製品を回収し、再資源化を行っています。（図2）。

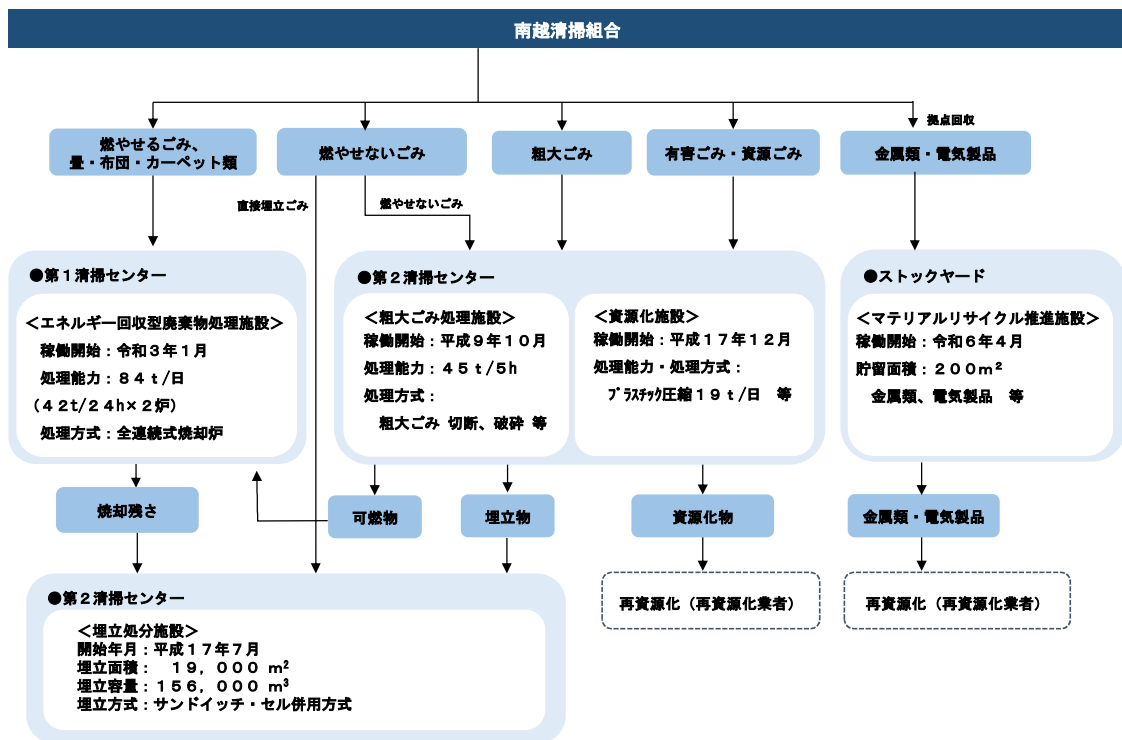


図2 ごみ処理・処分の流れ

2 ごみ処理の現況

1) ごみ排出量の推移（組合合計）

a. ごみ総排出量

令和2年度の29,077 tから2,498 t減少し、令和6年度は26,579 tでした（図3）。

b. 家庭系ごみ排出量

令和2年度の20,343 tから約1,690 t減少し、令和6年度は18,653 tでした（図3）。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和2年度の586 g/人・日から29 g減少し、令和6年度は557 g/人・日でした。また、資源ごみを除く排出量は、令和6年度で494 g/人・日でした（図4）。

c. 事業系ごみ排出量

令和2年度の8,734 tから約808 t減少し、令和6年度は7,926 tでした（図3）。

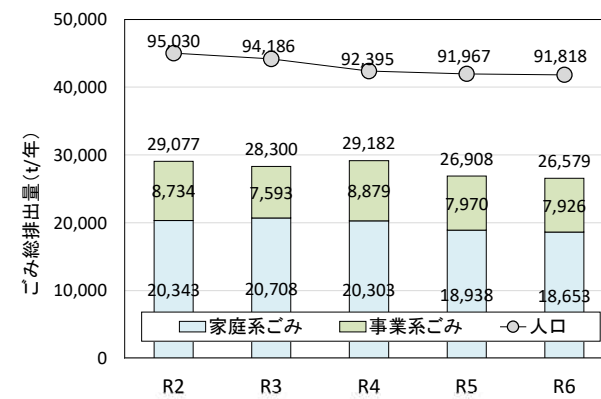


図3 ごみ排出量の推移 (令和2年度～令和6年度)

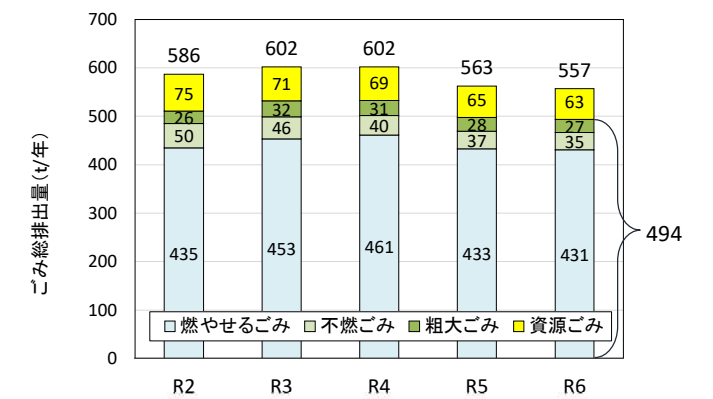


図4 家庭系ごみ1人1日当たり排出量の推移 (令和2年度～令和6年度)

2) 県内及び全国の同規模自治体との数値比較による目標達成状況の評価

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用い、ごみ排出量やリサイクル率等の各指標について類似自治体（全国・県内）と比較・評価しました。「人口1人1日当たりごみ総排出量」、「最終処分減量に要する費用」、「人口1人当たり年間処理経費」、「廃棄物からの資源回収率」は概ね全国類似自治体及び県内9市と同等の値でした。（図5）。

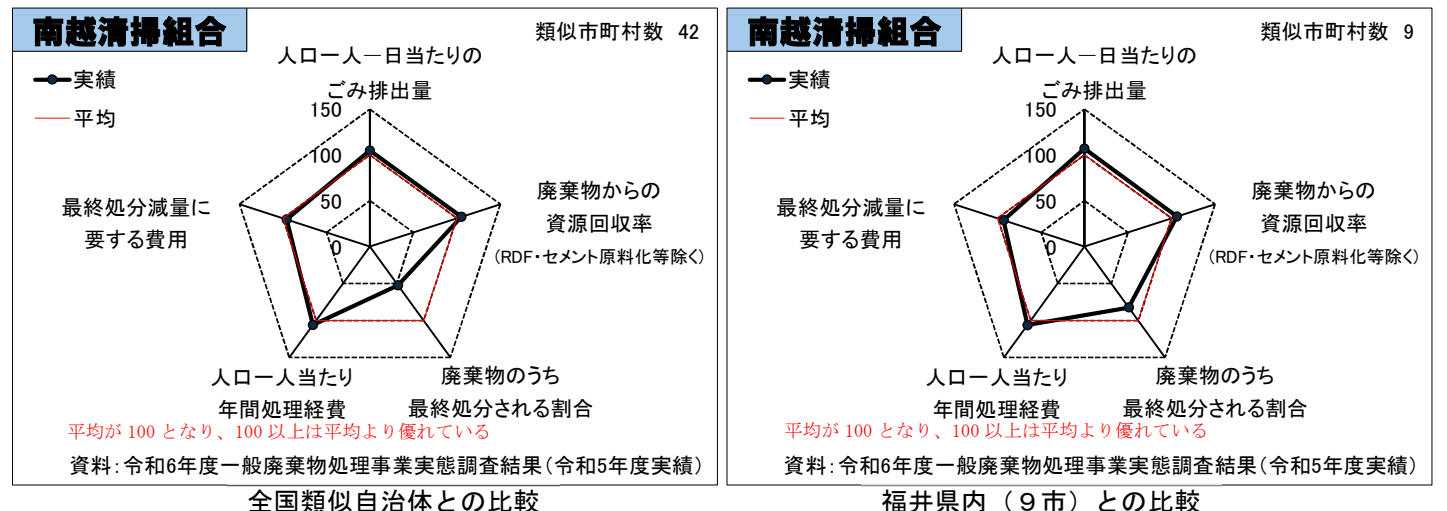


図5 ごみ処理状況の評価（南越清掃組合）

3 ごみ処理基本計画の基本方針

本組合では、以下の3つの基本方針を掲げ、各施策を実施します。

基本方針1 住民・事業者との協働による地域の3Rの推進

3Rの推進に向け、住民の視点としては、一人ひとりがライフスタイルの中で「ごみを出さない・つぐらない」ことを意識し行動に移すことが、事業者の視点としては、「原材料を無駄なく使うことや、食品ロスを削減する仕組みづくり」などが重要となります。

そこで、本計画では、構成市町と本組合で協働し、住民・事業者との役割分担を明確にするとともに、分別収集や資源の回収場所など多様な資源循環システムをわかりやすく示すことで地域の3R（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）をより一層推進します。

基本方針2 周辺環境を保全し、地球温暖化防止に貢献

令和3年1月に稼働した新ごみ処理施設では、ごみを安全かつ適正に処理するとともに、法令より厳しい公害防止基準を定めるなど、より一層周辺環境を保全するとともに、高効率のエネルギー回収型廃棄物処理施設として整備することで、温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）排出量を削減し、低炭素なまちづくりと地球温暖化防止を推進します。

基本方針3 持続可能な地域社会に貢献する施設運営の推進

国連の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の理念や考え方を踏まえ、適正な処理処分を行い埋立処分量の削減を図るとともに、地域の循環型社会形成の情報発信及び環境教育の拠点となることで、持続可能な地域社会に貢献する施設運営を推進します。



4 ごみ減量化の数値目標及び目標達成後の将来予測

本計画の数値目標は、家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれの排出状況を考慮して設定しました（図6）。

家庭系ごみは計画策定時の目標どおりに推移しています。事業系ごみは計画策定時の目標を達成しており、さらに減少する見込みとなっています。最終目標年度の令和12年度における数値目標は、家庭系ごみ1人1日当たり平均排出量^{※1}（本計画より資源ごみを除く指標に変更）は494g/人・日、事業系ごみ年間排出量は7,926t/年とします。

この目標の達成に向け、構成市町と連携を図り、施策を推進します。

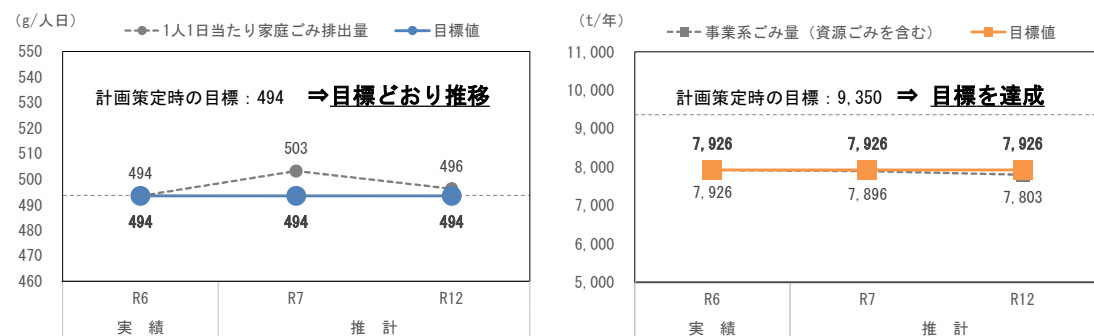


図6 数値目標の設定

※1 家庭系ごみの減量化の目標設定については、リサイクルを行う資源ごみの量を除くごみの排出量を基に算定する。

※2 本リサイクル率は、材料リサイクル（マテリアルリサイクル）、ケミカル（化学的）リサイクル、サーマルリサイクル（熱回収）を含めて算定する。

5 施策の見直し

今年度の中見直しにおいて、近年の動向や進捗状況を踏まえて以下の施策を新規追加します。

新規	DXを活用した分別項目等の情報提供	基本方針1
新規	二次電池（リチウムイオン電池）の収集	基本方針1
新規	多言語化及び優しい日本語による情報提供	基本方針1
新規	フードバンク・フードドライブの情報提供	基本方針1

6 食品ロス計画

令和元年5月に成立した食品ロス削減推進法に基づき、「食品ロス削減推進計画」を本計画に位置づけました。

削減目標	施策	進捗管理
7%削減 （令和7年度を基準として 令和12年度に達成）	・ 3切り（食べ・使い・水）運動 ・ 環境教育、意識啓発 等	PDCAサイクル に基づいて実施

7 ごみ処理基本計画

収集運搬計画	中間処理計画	最終処分計画
・ 迅速な収集運搬 ・ 資源化を前提とした分別の推進	・ 可能な限りの資源化 ・ 熱回収施設による効率的なエネルギー回収	・ 高度な焼却処理による最終処分量の削減 ・ 埋立処分地から発生する排水の適正処理

III 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現況

生活排水処理計画は、越前市及び南越前町を対象とします。1市1町の令和6年度の公共下水道人口は約70.4%、生活排水処理率は、88.8%であり、いずれも年々増加しています。

2 し尿・浄化槽汚泥量

し尿量は減少傾向、浄化槽汚泥処理量は概ね横ばい傾向にあり、令和6年度の年間処理量は、し尿1,428kL/年、浄化槽汚泥15,774kL/年となっています。

3 生活排水処理基本計画の基本方針

基本方針1 し尿及び浄化槽汚泥の適切な処理

越前市及び南越前町のし尿及び浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥等については、許可業者が適切に本組合に搬入し、越前市家久浄化センターにおける汚泥共同化処理事業において適切な処理を行い、快適な生活環境の確保に努めます。

基本方針2 公共下水道、合併処理浄化槽等の普及による豊かな水環境の保全

本圏域には、地域に応じ、公共下水道、農業（林業）集落排水、合併処理浄化槽等、多様な生活排水処理施設が整備されています。これらの施設を適正に管理することで、地域事情に応じた生活排水処理を推進するものとします。

また、住民に対し、生活雑排水対策の重要性を示すことにより、公共下水道整備区域における接続率の向上や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え、県と連携による浄化槽の適切な維持・管理を推進することとします。